

## 国民健康保険税の賦課限度額について

区分	青森市				地方税法施行令				差額
	医療分	後期分	介護分	合計	医療分	後期分	介護分	合計	合計
平成19年度	56万円		9万円	65万円	56万円		9万円	65万円	-
平成20年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	9万円	68万円	3万円
平成21年度	44万円	12万円	9万円	65万円	47万円	12万円	10万円	69万円	4万円
平成22年度	44万円	12万円	9万円	65万円	50万円	13万円	10万円	73万円	8万円
平成23年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	12万円
平成24年度	44万円	12万円	9万円	65万円	51万円	14万円	12万円	77万円	12万円

## 【本市の考え方】

国民健康保険税の賦課限度額については、地方税法により条例への委任となっており、政令で定められた賦課限度額を超える条例規定は違法であります。当該限度額未満の額を賦課限度額として定める場合は、違法ではありません。

ただし、昨今の医療費の増嵩の中、賦課限度額を抑えることは、中間所得者層に負担を強いる結果となることから、政令どおりに規定することが望ましいとされ、青森県からも技術的助言において「平成20年度から賦課限度額が据え置かれており、財政赤字解消及び中間所得者層の負担に配慮する観点から、国民健康保険運営協議会で議論を深められたい。」と指摘されております。

本市においては、現行税率のまま、賦課限度額を引き上げることは、単に限度超過世帯が負担増となるだけで中間所得者層の負担を緩和するものでないとの考えから、これまで引き上げを回避してきましたが、この度の税率改定に併せ政令どおりの賦課限度額にしようとするものであります。

区分	現行	改定案	引上額
医療分	44万円	51万円	7万円
後期分	12万円	14万円	2万円
介護分	9万円	12万円	3万円
合計	65万円	77万円	12万円